第三章　計算書類等
第一節　総則（第七条―第十一条）
第二節　資金収支計算書（第十二条―第十八条）
第三節　事業活動計算書（第十九条―第二十四条）
第四節　貸借対照表（第二十五条―第二十八条）
第五節　計算書類の注記（第二十九条）
第六節　附属明細書（第三十条）
第七節　財産目録（第三十一条―第三十四条）
附則

第一章　総則

（社会福祉法人会計の基準）

第一条　社会福祉法人は、この省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。

2　社会福祉法人は、この省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。

3　この省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業に関する会計に適用する。

（会計原則）

第二条　社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類、その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）を作成しなければならない。

一　計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。

二　計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。

三　採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

四　重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

第二章　会計帳簿

（会計帳簿の作成）

第三条　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）第四十四条第三項の規定により社会福祉法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

2　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（資産の評価）

第四条　資産については、次項から第六項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額を付すものとする。

2　有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日（会計年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この条及び次条第二項において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3　会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。ただし、使用価値を算定することができる有形固定資産又は無形固定資産であって、当該資産の使用価値が時価を超えるものについては、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて、使用価値を付することができる。

4　受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5　満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。第二十九条第一項第十一号において同じ。）以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

6　棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

（負債の評価）

第五条　負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2　次に掲げるもののほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の費用の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を費用として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一　賞与引当金

二　退職給付引当金

（純資産）

第六条　基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け入れた寄附金の額を計上するものとする。

2　国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国、地方公共団体等から受領した補助金、助成金、交付金等（第二十二条第四項において「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。

3　その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

第三章　計算書類等

第一節　総則

（計算書類等）

第七条　社会福祉法人が作成しなければならない計算書類等は、次に掲げるものとする。

一　各会計年度に係る次に掲げる貸借対照表

イ　法人単位貸借対照表

ロ　貸借対照表内訳表

ハ　事業区分貸借対照表内訳表

ニ　拠点区分貸借対照表

二　各会計年度に係る次に掲げる収支計算書

イ　次に掲げる資金収支計算書

(1)　法人単位資金収支計算書

(2)　資金収支内訳表

(3)　事業区分資金収支内訳表

(4)　拠点区分資金収支計算書